島

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の ○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 する条例 部を改正

○福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

○福島県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

○福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

○福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関 ○福島県電気工事士免状交付等手数料条例の一部を改正する条例

○民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 係手数料条例の一部を改正する条例

○福島県採石法関係手数料条例の一部を改正する条例

○福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

○福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の一 改正する条例 部を

○福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例

○福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

○福島県県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業分担金徴収条例の 部を改正する条例

)福島県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

)福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例

)福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

○福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の

部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、

職員の修学部分休業及び

例

例の 条例、 を改正する条例、福島県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例、福島県消防法関係手数料条例の一部 例等の一部を改正する条例をここに公布する。 流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例、福島県県営住宅等条例の一部を改正する 業用基幹水利施設機能保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、福島県河川 改正する条例の一部を改正する条例、福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する 法関係手数料条例の一部を改正する条例、 改正する条例、福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例、福島県採 する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、民生委員の定数を定める条例の一部を 料条例の一部を改正する条例、福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関 圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県電気工事士免状交付等手数 一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条 福島県建築基準法施行条例の 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例、 一部を改正する条例、福島県建築士法関係手数料条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を 福島県県営農

令和元年七月九日

福島県知· 事 内 堀 雅

雄

## 福島県条例第三号

ように改正する。 特別職の職員の給与に関する条例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (昭和二十七年福島県条例第百

号)

0)

部を次

別表第三中「一〇、 六〇〇円」を「一〇、 八〇〇円」 に、 八、 八〇〇円 を

〇〇円」に改める。

====

四四三

この条例は、 (施行期日等) 則 公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例

「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年七月四日から適用する。

议

号の二に規定する選挙長等に支払われた報酬は、 この条例の施行の日の前日までの間に特別職の職員の給与に関する条例第一条第十三 払とみなす。 改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和元年七月四日以降 改正後の条例の規定による報酬の 内

七五五五五

2

(報酬の内払)

事 課

入

福島県条例第四号

-

職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条

例

号)の一部を次のように改正する。 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例 (平成十七年福島県条例第十四

第二条第二項中「五年」を「十年」に改める。

この条例は、 公布の日から施行する。

入 事

## 福島県条例第五号

# 福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

改正する。 福島県消防法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十号)の一部を次のように

円」に改め、同表十の項ア中「六千五百円」を「六千六百円」に改め、同項イ中「四千四万円」を「百九十五万円」に改め、同項カ⑤中「二百二十六万円」を「二百二十七万 五百円」を「四千六百円」に改め、同項ウ中「三千六百円」を「三千七百円」に改める。 別表一の項カ(3)中「百五十八万円」を「百五十九万円」に改め、同項カ(4)中 「百九十

## 附

この条例は、 令和元年十月一日から施行する。

(消防保安課

## 福島県条例第六号

# 福島県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

のように改正する。 福島県火薬類取締法関係手数料条例 (平成十二年福島県条例第二十一 号 の一部を次

別表の十の項中「一万七千円」を「一万八千円」に改める。

## 則

福

この条例は、 令和元年十月一日から施行する

(消防保安課)

福島県条例第七号

# 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

次のように改正する。 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十二号) の一部を

円」に改め、同項オ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二 改め、同項イ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」 千四百円」に改め、 百円」に改め、同表十の項ア中「七千六百円」を「七千九百円」に、「七千百円」を「七 に改め、同項ウ及びエ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百 別表七の項ア中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に 同項イ中「六千円」を「六千二百円」に、 |五千五百円| を |五千

七百円」に改める。

この条例は、 令和元年十月一日から施行する。

消防保安課)

## 課

福島県条例第八号

# 福島県電気工事士免状交付等手数料条例の一部を改正する条例

を次のように改正する。 福島県電気工事士免状交付等手数料条例(平成十二年福島県条例第二十四号)の 一部

四の項中「二千円」を「二千百円」に改める。 を「五千三百円」に改め、同表三の項中「二千六百円」を「二千七百円」に改め、同表 第一条の表一の項中「五千九百円」を「六千円」に改め、同表二の項中 「五千二百円」

この条例は、 令和元年十月一日から施行する。

(消防保安課)

## 福島県条例第九号

# 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数

成十二年福島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例 料条例の一部を改正する条例

棄

百円」に改める。 別表の十五の項中「二万七百円」を「二万千四百円」に、 「二万二百円」を「二万九

この条例は、 令和元年十月一日から施行する。

消防保安課)

## 福島県条例第十号

うに改正する。 民生委員の定数を定める条例(平成二十六年福島県条例第九十三号)の一部を次のよ民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

表南会津町の項中「八八人」を「八九人」に改め、同表西郷村の項中「三八人」を 七四人」を「一七五人」に改め、同表本宮市の項中「七〇人」を「七二人」に改め、 に改め、同表南相馬市の項中「一七四人」を「一七二人」に改め、同表伊達市の項中 一人」を「三四人」に改め、同表双葉町の項中「二○人」を「一九人」に改める。 「一五六人」を「一五七人」に改め、同表二本松市の項中「一四一人」を「一四三人」 人」に改め、同表三春町の項中「五五人」を「五六人」に改め、同表小野町の項中 本則の表会津若松市の項中「二七六人」を「二七九人」に改め、 同表須賀川市の項中 四 同

## 附

号外第14号

## 福島県条例第十一号

この条例は、

令和元年十二月一日から施行する。

# 福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

のように改正する。 福島県毒物及び劇物取締法施行条例(平成十二年福島県条例第五十五号) の一部を次

第一条第一項の表第一号中「二万六百円」を「二万七百円」に改める

この条例は、 附 令和元年十月一日から施行する。

(薬 務 課

## 福島県条例第十二号

# 福島県採石法関係手数料条例の一部を改正する条例

に改正する。 福島県採石法関係手数料条例 (平成十二年福島県条例第九十一号) 0) 一部を次のよう

第一条の表四の項中「八千円」を「八千百円」に改める。

この条例は、 則 令和元年十月一日から施行する。

(企業立地課)

## 福島県条例第十三号

# る条例 福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の一部を改正す

九十号)の一部を次のように改正する。 福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例(平成三十年福島県条例第

に次の一条を加える。 第十三条を第十四条とし、 第九条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、 第八条の次

第九条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する 別表一の1の表試験用プラントの部の前に次のように加える。

八、六〇〇円	超過時間(一時間につき)	
三一、七〇〇円	夜間	
二六、四〇〇円	午後	
二六、四〇〇円	午前	試験用トンネル

本則に次の三条を加える。

(社会福祉課)

第十五条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。 別表一の1の表滑走路の部の次に次のように加える。

				滑走路 (浪江)
超過時間(一時間につき)	夜間	午後	午前	一時間につき
六、〇〇〇円	111、000円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	四、六〇〇円

別表一の1の表滑走路附属格納庫の部の次に次のように加える。

										加	<b>盾(良工)</b> 滑走路附属格納
			格納庫				簡易整備室				計測室
超過時間(一時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間(一時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間(一時間につき)	夜間	午後	午前
六、四〇〇円	11三、四〇〇円	一九、五〇〇円	一九、五〇〇円	11、1100円	七、九〇〇円	六、六〇〇円	六、六〇〇円	11、1100円	七、八〇〇円	六、五〇〇円	六、五〇〇円

〇〇円 一			
_	三、六〇〇円	超過時間(一時間につき)	
	111、1100円	夜間	
四 四	一一、〇〇〇円	午後	F
000円	11,00	午前	利用り易合)格納庫(半面

第十六条 別表 一の1の表連続稼働耐久試験棟の部の次に次のように加える。 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

超過	夜間	午後	風洞棟 午前
過時間(一時間につき)	ĮΗJ	100	υu
六〇、二〇〇円	11111111111111111111111111111111111111	一八五、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円

報

第十七条 別表一の1の表風洞棟の部の次に次のように加える。 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

九、七〇〇円	超過時間(一時間につき)	
三五、六〇〇円	夜間	
二九、七〇〇円	午後	
二九、七〇〇円	午前	試験用橋梁

## 附 則

この条例は公布の日から施行する。

(産業創出課ロボット産業推進室)

## 福島県条例第十四号

# 福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例

ように改正する。 福島県立テクノアカデミー条例 (昭和三十九年福島県条例第五十三号) の一部を次の

> タめる。 短期大学校の項中「計測制御工学科」を「ロボット・環境エネルギーシステム学科」に ‧科」を「知能情報デザイン学科」に改め、福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発 別表第二福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校の項中「組込技術工

(施行期日) **附則** 

この条例は、 **令和二年四月** 一日から施行する

(経過措置)

一中

知能情報デザイン学科

年

とあるのは

組込技術

令和三年三月三十一日までの間は、 改正後の福島県立テクノアカデミー条例別表第 知能情報

	二年とあるのは	 工学科	デザイン学科
計測制御工学科	ム学科ロボット・環境エネルギーシステ	二年	二年
二年	二年		<b>ベルギーシステ</b>

(産業人材育成課)

とする

## 福島県条例第十五号

# 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

部を次のように改正する。 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第九十六号) の 一

千九百円」を「一万百円」に改め、同表3の項中「一万千九百円」を「一万二千百円 改め、別表の三の表1の項中「八千七百円」を「八千九百円」に改め、同表2の項中「九 を「一万五千百円」に改め、同表3の項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に 項中「一万三千百円」を「一万三千三百円」に改め、同表2の項中「一万四千九百円」 に改める。 別表の一の表中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、別表の二の表1の 福

5

この条例は、 令和元年十月一日から施行する。

## 福島県条例第十六号

福島県県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業分担金徴収条例の一部を

福島県県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業分担金徴収条例 改正する条例

県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。 (平成二十一年福島

第一条中「国営土地改良事業又は県営土地改良事業により設置された」を削る。

この条例は、 公布の日から施行する。

(農村計画課

## 福島県条例第十七号

福島県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

のように改正する。 福島県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年福島県条例第百三十二号)の一部を次

一条第一項及び第三項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める

島

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの 規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和元年十月一日前に河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条の許可 下「月次単位」という。)の終了日が令和元年十月一日以降であるときは、当該月次にわたる場合において、当該使用の開始日から起算して一月ごとに区切った単位(以又は同法第二十三条の二の登録を受けた占用のうち、その期間が同日前から同日以後 単位における使用料の額に係る福島県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定の適用 については、同条第一項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。
- 月未満であって、かつ、その終了日が令和元年十月一日以降である場合においては、3 令和元年十月一日前に河川法第二十四条の許可を受けた占用のうち、その期間が一 定の適用については、同条第一項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」 当該占用における土地占用料の額に係る福島県河川流水占用料等徴収条例第二条の規
- 水占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第三項の規定中「百分の百後の採取の期間における土石採取料その他河川産出物採取料の額に係る福島県河川流4 令和元年十月一日前に河川法第二十五条の許可を受けた採取の期間のうち、同日以 八」とあるのは「百分の百十」とする。

(河川計画課)

## 福島県条例第十八号

(産業人材育成課

# 福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県県営住宅等条例 (昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正

別表第三中 第五条の二第四項中「平成三十三年三月十一日」を「令和三年三月十一日」に改める。 「川内村」を「川内村 大熊町」に改める。

この条例は、 公布の日から施行する

(建築住宅課)

福島県条例第十九号

# 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

改正する。 福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように

第十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、 しない。 共同住宅又は寄宿舎が次の各号のいずれにも該当する場合は、

- 階数が三以下のもの
- 延べ面積が二百平方メートル未満のもの
- 第十三条に次の一項を加える。 避難階以外の住戸又は住室の床面積の合計が百平方メートル以下のもの
- 2 前項の規定は、共同住宅又は寄宿舎が次の各号のいずれにも該当する場合は、 しない。 適用
- 階数が三以下のもの
- 延べ面積が二百平方メートル未満のもの
- 地上に通ずる廊下、階段その他の通路に設けたもの(二階以下を共同住宅又は寄宿 災の発生のおそれの少ない室として知事が別に定めるものを除く。)及び居室から 器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成十七年総務省令 第十一号)第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器をいずれの室(火 法第二十七条第一項第一号に規定する警報設備を設けたもの又は住宅用防災警報

第二十八条中「下宿」の下に「(次項においてこれらを「ホテル等」という。)」を

舎とする場合に限る。)

- 2 前項の規定は、ホテル等が次の各号のいずれにも該当する場合は、加え、「けあげ」を「蹴上げ」に改め、同条に次の一項を加える。 適用しない。
- 階数が三以下のもの
- 延べ面積が二百平方メートル未満のもの
- 避難階以外の宿泊室の床面積の合計が百平方メートル以下のもの

第四十条の二中 「防火幕その他防火上有効な」を「これと同等以上の防火性能を有す 福

び第四十条の七の規定を適用しない。 
「第四十六条の二、第四条、第三十四条、第四十条から第四十条の四まで、第四十条の六及第三条の二、第四条、第三十四条、第四十条から第四十条の四まで、第四十条の六の 
明本の一、法第八十七条の三第五項の興行場等について知事が安全上、防火上及第四十六条の二

と午可する場合におっては、前頁の見定と集目する。 支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて一年を超える期間を定めてその使用2.法第八十七条の三第六項の特別興行場等について知事が安全上、防火上及び衛生上

第四十七条の二第三項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同条第四を許可する場合においては、前項の規定を準用する。

条の四」に改める。

条の四」に改める。

第四十七条の六第三項及び第四十七条の八の表一の項中「第八十七条の二」を「第八十七四十七条の六第三項及び第四十七条の四第三項、第四十七条の五の表一の項、第項中「第八十六条の八第一項」の下に「又は法第八十七条の二第一項」を加える。

加える。中五十二の項を五十八の項とし、五十一の項を五十四の項とし、同項の次に次のように中五十二の項を五十八の項とし、五十一の項を五十四の項とし、同項の次に次のように第四十七条の上。

報

申請者 ・ は第八十七条の三第五十七 法第八十七条の三第	五年の規定に基づく許可の五項の規定に基づく許可の	五十五 法第八十七条の二第申請者
限の緩和に係る許可申請手別興行場等とする場合の制建築物の用途を変更して特	緩和に係る許可申請手数料建築物の用途を変更して興	既存の一の建築物についてに対してのの変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料
十七万円	を を を で を を を を を を を を を を を を を	第四十七条の二第四十七条の二第四十七条の二第四十七条の二第一に係る部分の建築物に係る部分の建築物に係る部分の建築物で除して得た数値ので除して得た数値ので除して得た数値ので除して得た数値の間に相当する額

数料

に次のように加える。 第四十七条の九の表中十一の項を十三の項とし、十の項を十二の項とし、九の項の次

十四万円	の言うを受けた変勢やの場所で申請手数料の音の音が表示に必要な建築物の日常生活に必要な建築物の日常生活に必要な建築物の日常生活に必要な建築物の	中請者 中請者 中請者 中請者
十二万四	り オ	) 見定に基づた午可第四十八条第十六項

法第八十六条の六第二項、法第八十六条の八第一項並びに法第八十七条の二第一項」に 三第三項及び第五項」を加え、同項第九号中「並びに法第八十六条の六第二項」を「、 を加え、同項第八号中「第八十五条第三項及び第五項」の下に「並びに法第八十七条の 号」に改め、「第八十六条の二第二項及び第三項」の下に「、法第八十七条の三第六項」 五十一条ただし書」を「並びに第十六項第一号及び第二号、法第五十一条ただし書」に、 を加え、同項第十九号中「第四十六条」の下に「及び第四十六条の二」を加え、同条第 第四項及び第五項第三号」を「第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号」に改め、 書」を「並びに第十六項第一号及び第二号、法第五十一条ただし書」に、「第五十三条 八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第十二号中「、法第五十一条ただし の八第一項及び第三項」の下に「、法第八十七条の二第一項」を加え、同項第八号中「第 |項第四号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第五号中「、法第 「第五十三条第四項及び第五項第三号」を「第五十三条第四項、第五項及び第六項第三 - 第八十六条の二第二項及び第三項」の下に「、法第八十七条の三第五項及び第六項」 第四十七条の十三第一項第一号及び第二号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」 同項第十四号及び同条第三項第三号中 同項第六号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、「第八十六条 |第四十六条| の下に 一及び第四十六条

この条例は、

令和元年十月一日から施行する。

一」を加える る。 附則第二項各号中「平成三十二年三月三十一日」

附則別表二の項及び五の項中 「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

を

「令和二年三月三十一日」

一に改め

の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号) 第二条

(建築指導課

## 福島県条例第二十号

# 福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

ように改正する。 福島県建築士法関係手数料条例 (平成十二年福島県条例第百四十七号)の一部を次の

「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改める。 第一条の表一の項中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、 同表四の項中

則

(建築指導課)

# 福島県条例第二十一号

# 正する条例 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

₹一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年福 島県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第

及び第十八号中「一万千円」を「一万二千円」に改める。 第二十二条の表第十六号中「八千六百円」を「八千七百円」に改め、 同表第十七号

(福島県警備業法関係手数料条例の一部改正)

第二条 を次のように改正する。 福島県警備業法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第百五十九号) 0)

部

(福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部改正) 第一条の表十一の項中「三万八千円」を「三万九千円」に改める

令和元年7月9日 火曜日

**第三条** 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第百六 十二号)の一部を次のように改正する。

八百円」に改める。 一千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同表十五の項中「九千七百円」を「九千 第一条の表七の項中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同表九の項中「一万

この条例は、 令和元年十月一日から施行する

(生活安全企画課)